

日作協発 第 723 号

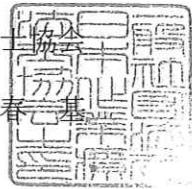
平成 29 年 3 月 1 日

厚生労働省 保険局医療課

課 長 迫井 正深 様

一般社団法人 日本作業療法士協会

会 長 中 村 春一 基



< 要 望 >

B 005-9 排尿自立指導料の施設基準の人員への作業療法士の職名追記

平素から、一般社団法人日本作業療法士協会の活動にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

平成 28 年度の診療報酬改定により、排尿自立指導料が保険収載され、排尿障害に悩む国民への支援の充実が図られました。しかしながら、同指導料の施設基準に示されている排尿ケアに係るチームに作業療法士の職名がございません。

作業療法士が対象者の日常生活活動の向上を支援する職種であることは周知の事実であり、関連した実績も多数ございますので、是非ともチームに作業療法士の職名を追記していただきたく要望いたします。

[通知] 第 11 の 3 の 3 排尿自立指導料

【現行】

1 排尿自立指導料の施設基準

(1) 保険医療機関内に、以下から構成される排尿ケアに係るチーム（以下「排尿ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 下部尿路機能障害を有する患者の診療について経験を有する医師（他の保険医療機関を主たる勤務先とする泌尿器科の医師が対診等により当該チームに参画してもよい。）

イ 下部尿路機能障害を有する患者の看護に従事した経験を 3 年以上有し、所定の研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 下部尿路機能障害を有する患者のリハビリテーション等の経験を有する専任の常勤理学療法士

【修正案】

ウ 下部尿路機能障害を有する患者のリハビリテーション等の経験を有する専任の常勤理学療法士
または作業療法士

以上